

諮問番号：令和7年度諮問第 4号
答申番号：令和7年度答申第36号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年11月30日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁が、作業ズボンを基礎控除で賄うものであるため必要経費として控除しないのは不当である。

仕事で倉庫のピッキングをしているが、その際、ズボンがよく破れるので、ズボン購入費用を経費として請求した。

平成〔令和の誤記〕5年6月に作業用ズボンが破れたため、担当ケースワーカーに破れたズボンと新たに買ったズボンの領収書を見せた。

以前は作業用ズボンは経費として認められていたのに、今は認められないのはおかしいと思う。

さらに、基礎控除とは、働いたときに自分のものにできるお金であり、それは1か月1万5千円くらいである。なぜ、自分のお金で作業ズボンを買わないといけないのか、納得できない。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 処分庁は、令和5年7月5日、審査請求人から就労に伴う必要経費として作業ズボン4,930円を要したとする収入申告書及び領収証の提出を受けたことに対し、作業ズボンは基礎控除内で賄うものであるため必要経費として控除しないこととし、同年7月分の保護費を変更する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 審査請求人は、処分庁が、作業ズボンを基礎控除で賄うものであるため、必要経費として控除しないのは不当であること、処分庁が以前は作業用ズボンの費用を必要経費として認めていたにもかかわらず、本件処分において認めないのはおかしく、自分の金で作業ズボンを買わないといけないのは納得できないこと等を主張する。

この点について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生省事務次官通知、以下「次官通知」という。）第8の3（1）ア（イ）及び第8の3（4）のとおり、勤労収入を得るための必要経費は、基礎控除額表によるほか、社会保険料等の実費の額を認定することとされている。

以下検討すると、①処分庁は、令和4年1月6日、審査請求人に対し、就労中に使用するため就労収入から必要経費として控除している作業着を普段着で着用しているのであれば控除の要否を検討し直すことを説明したこと、②処分庁は、同日、審査請求人に対し、作業着の支給の有無及び会社の規則について、審査請求人の職場に確認すると伝えたところ、審査請求人は、処分庁が調査を行うことを忌避したこと、③処分庁は、同月11日、審査請求人に対して、必要経費とは就労に伴い必要な支出について計上するものであること、就労に伴えば全てを控除できるものではなく就労に限定した支出である必要があること、審査請求人が日常生活で作業着等を着用している場合、作業着等の費用を就労に限定した支出として認めることは困難であることを説明したこと、④処分庁は、同月26日、審査請求人宅を訪問し、審査請求人が就労収入から必要経費として控除した衣服を着用していることを確認したこと、必要経費の控除は仕事に必要な物品であって日常生活で使用しない物品であることを審査請求人に対し説明したこと、審査請求人が作業着等を普段着として使用している場合、作業着等は控除対象とは認められないことを審査請求人に対し説明したこと及び控除の検討のため審査請求人宅内の部屋を見て普段着の状況を確認したい旨、審査請求人に伝えるも、審査請求人が奥の部屋への入室を拒否したこと、⑤処分庁は、同年3月25日にケース診断会議を開催し、審査請求人の作業着等に係る必要経費の控除について組織的に検討したところ、就労に伴う必要経費は原則基礎控除で賄うものであ

ること、審査請求人が控除を申し出ている作業着等は、汎用性が高く日常生活でも使用できるものであること及び審査請求人が忌避したため、会社への服装の規定に係る調査ができないことから、今後は基礎控除とは別に控除は行わないことを決定したこと、⑥審査請求人は、令和5年7月5日、処分庁に対して、作業ズボンの費用の合計4,930円を就労収入に係る必要経費として申告したこと、⑦処分庁は、同年10月24日にケース診断会議を開催し、審査請求人から就労に係る必要経費として申告のあった作業用ズボンは、汎用性が高く日常生活でも使用できるものであること等から、作業用ズボンに要した費用について基礎控除とは別に必要経費として控除しないことを決定し、同年11月30日付けで本件処分を行ったことが、それぞれ認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁は、審査請求人に対し、必要経費の控除について説明を重ねていたこと、処分庁が審査請求人宅を訪問した際に、就労収入に係る必要経費として認定した作業着を着用しており、処分庁が作業着等の控除の検討のために就労先の会社への調査を行うことを忌避したこと、処分庁が普段着の状況を確認するため審査請求人宅内の部屋へ立ち入ろうとするとこれを拒否したことが認められる。

そうすると、処分庁としては、審査請求人から申告のあった作業着等が、勤労に必要と認められるものなのか否かを判断するための調査をすることができず、当該作業着等が汎用性が高く日常生活でも使用できるものであることや、会社の服装の規定等も確認できず、控除対象と認定できる事実を確認することができないため、今後は基礎控除とは別に控除しないことと判断したことは、理由があるものと考えられる。

したがって、審査請求人から申告のあった作業用ズボンについて、就労に係る必要経費として認定しないとした処分庁の判断に取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

(3) 以上を踏まえると、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分の理由提示について疑義があるため、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分通知書にはいかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がない。

審査請求人は、本件審査請求を行い、種々主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分通知書において、根拠となる法令及びその適用関係が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについ

て疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

(4) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(5) 以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年 4月24日 諮問の受付

令和7年 4月25日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：5月9日(提出：令和7年
5月9日付け)

口頭意見陳述申立期限：5月9日(提出：令和7年
5月9日付け)

令和7年 5月27日 第1回審議

令和7年 9月22日 審査請求人による口頭意見陳述

第2回審議

令和7年10月29日 第3回審議

令和7年12月24日 第4回審議

令和8年 1月 6日 処分庁及び審査請求人に対する質問(回答：(処分庁)
令和8年1月23日付け〇〇〇第3230号、(審査
請求人) 令和8年1月23日)

令和8年 1月26日 第5回審議

令和8年 2月 2日 審査庁に対する質問(回答：令和8年2月3日付け社
援第3298号)

令和8年 2月24日 第6回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するこ

とを目的とする。」と定めている。

(2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

(3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準（生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。))を定めている。

(4) 法第24条第3項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と定め、同条第9項は「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」と定めている。

(5) 法第25条第2項は「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。

（後略）と定めている。

(6) 次官通知第8の3(1)ア(ア)は、勤労（被用）収入について、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」と記している。

(7) 次官通知第8の3(1)ア(イ)は、「勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」と記している。

(8) 次官通知第8の3(4)は、勤労に伴う必要経費について、「(1)のAからウ〔勤労（被用）収入・農業収入・農業以外の事業（自営）収入〕までに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。（後略）」と記している。また、基礎控除額表には、収入金額別区分が「103,000円～106,999円」の1人目の基礎控除額を月額「24,000円」と記している。

なお、次官通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9

処分庁は、事実確認のためには家庭訪問、勤務先への調査も辞さない旨を伝えたところ、審査請求人は（６）と同様の理由で勤務先への調査を拒否した。処分庁は、休日の実態を調査するため、家庭訪問の日程を調整した。

- （８）令和４年１月２６日、処分庁は、審査請求人宅の家庭訪問を行った。審査請求人は、訪問時に就労収入から経費控除した機能性インナーを着用していた。処分庁は、機能性インナーは日常生活でも必要なものであり、作業ズボンについてもプライベートで使用しているものであれば就労のためだけに購入したとは認めがたく、控除について協議を行う必要があると説明した。しかし、審査請求人は納得せず、それ以上の説明を拒んだ。また、奥の居室が閉め切られていたので、控除の検討のため普段着の状況を知りたいと伝えたが、散らかっているから開けられないと入室を拒否された。

審査請求人は処分庁による説明に納得せず、衣服の控除についてはこれまでどおり申し出ると主張した。

- （９）令和４年３月２５日、処分庁はケース診断会議を開催した。就労に伴う必要経費については、次官通知第８の３（１）ア（イ）により、原則基礎控除で賄うこととなっており、さらに、審査請求人の申し出ている必要経費の内容が、機能性インナー、エプロン、制電パンツ等、汎用性が高く日常生活でも使用できるものであること、また、勤務先の服装に関する規則等や審査請求人宅の普段着の状況も審査請求人の拒否により確認できないことから、今後は基礎控除とは別に控除は行わないこととした。
- （１０）令和４年３月２８日、処分庁は、審査請求人に（９）のケース診断会議の結果を連絡し、基礎控除についても説明を行った。しかし、審査請求人は納得せず、勤務先から制服の支給はないこと、今後も申出はすること、決定については課として行ったものであり、今後は皆そうなるのか文書での回答を求める旨主張した。処分庁は、個別のケース検討であるため全世帯に対する決定ではないこと、具体的な申請に対する却下等ではないため文書による通知はしないことを説明し、今後も控除を希望する場合、相談は可能である旨伝えた。
- （１１）処分庁は、（４）のうち令和４年４月８日に申請のあった④の作業着等について、基礎控除で賄うべきものであり、必要経費と認定しないことを同月１４日に決定し、その旨を審査請求人に同月２５日に通知した。
- （１２）令和５年７月５日、審査請求人は処分庁に対し、作業用ズボン（カーゴパンツ）のレシート（４，９３０円）を提出し、就労収入から控除することを求めた。
- （１３）令和５年１０月２４日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、（１２）で申請のあった作業用ズボンについて就労収入から控除する必要経費の認

定の可否について検討した。以前にも同様の控除申請が複数あったが、令和4年3月25日のケース診断会議において、就労に伴う必要経費については次官通知第8の3(1)ア(イ)により、原則基礎控除で賄うこととなっており、さらに審査請求人の申し出ている必要経費の内容が、汎用性が高く日常生活でも使用できること、また、勤務先の規則等も審査請求人が拒否しており確認できないことから、以降、基礎控除とは別に控除は行わない旨決定している経緯もあり、今回の申請についても同様の判断により控除を認定しない旨決定した。

(14) 令和5年11月30日付けで、処分庁は審査請求人に対し、(13)の決定に基づき本件処分を行った。保護決定(変更)通知書の「変更の理由」欄には、「提出のあった作業ズボンについては、基礎控除内で賄うものであるため、必要経費として控除しません。」と記載されていた。

(15) 令和6年1月5日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 処分庁は、令和5年7月5日に審査請求人から就労に伴う必要経費として作業用ズボン(4,930円)を要したとしてレシートの提出を受けたことに対し、作業用ズボンは基礎控除内で賄うものであるため必要経費として控除しないこととし、同年11月30日付けで同年7月分の保護費を変更する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、処分庁が作業用ズボンは基礎控除で賄うものであるため必要経費として控除しないのは不当であること、処分庁が以前は作業用ズボンを必要経費として認めていたにも関わらず本件処分において認めないのはおかしく、自費で作業用ズボンを買わなければならないことは納得できない等主張している。

この点について、次官通知第8の3(1)ア(イ)及び第8の3(4)のとおり、勤労収入を得るための必要経費は、基礎控除額表によるほか、社会保険料等の実費の額を認定することとされている。

本件処分に至る経過をみると、①処分庁は、令和4年1月6日、審査請求人に対し、作業着を普段着として着用しているのであれば、就労収入から必要経費として控除することの要否を検討し直すと説明したこと、②同日、処分庁は、作業着の支給の有無及び服装に関する規則について審査請求人の勤務先に確認すると伝えたが審査請求人に拒否されたこと、③同月11日、処分庁は審査請求人に対し、必要経費とは就労に伴い必要な支出について計上するものであって、就労に伴えばすべてを控除できるものではなく、就労に限定した支出である必要があること、審査請求人が日常生活で

作業着等を着用している場合、就労に限定した支出と認めることは困難であると説明したこと、④同月26日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、審査請求人が必要経費として控除した作業着を着用していることを確認し、必要経費の控除は仕事に必要な物品であって日常生活で使用しない物品であり、作業着等を普段着として使用している場合、控除対象とは認められないことを審査請求人に説明したこと、控除の検討に係る調査のため審査請求人宅内の部屋を見て普段着の状況を確認したいと伝えたが審査請求人から入室を拒否されたこと、⑤同年3月25日、処分庁はケース診断会議を開催し、審査請求人の作業着等に係る必要経費の控除について組織的に検討したところ、就労に伴う必要経費は原則基礎控除で賄うものであること、審査請求人が控除を申し出ている作業着等は汎用性が高く日常生活でも使用できるものであること及び審査請求人が拒否したため、勤務先への服装に関する規則等の調査が行えないことから、今後は基礎控除とは別に控除は行わないことを決定したこと、⑤処分庁は、同年4月8日に審査請求人が申請した夏用作業着及び手袋に係る経費について、同月14日に前述の理由により必要経費として控除しないことと決定し、同月25日に審査請求人に通知したことが、それぞれ認められる。

そして、令和5年7月5日、審査請求人が処分庁に対し、作業用ズボンの費用（4,930円）を就労収入に係る必要経費として申告したことに対し、処分庁は、同年10月24日にケース診断会議を開催し、審査請求人から申告のあった作業用ズボンは汎用性が高く日常生活でも使用できるものであること等から、基礎控除とは別に必要経費として控除しないことを決定し、同年11月30日付けで本件処分を行ったことが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁は、従前より審査請求人から複数回にわたり作業着等について必要経費の認定を求められていたが、複数回にわたり、必要経費の控除について審査請求人に説明を重ねていたこと、同年10月24日のケース診断会議において組織的に検討した結果、審査請求人から申告のあった作業着等は汎用性が高く日常生活でも使用できるものであることや、審査請求人が拒否しているため勤務先の服装に関する規則等も確認できず、当該作業着等が控除対象であると認定し得る事実を確認することができないため、必要経費として就労収入から控除しないと判断したことには理由があるものと考えられる。

したがって、審査請求人から申告のあった作業用ズボンについて、就労に係る必要経費として認定しないとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

- (3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却すべきで

ある。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由を提示する趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

本件処分通知書には「生活保護法による保護を次のとおり変更したので通知します。」との記載はあるものの、「変更」と捉えるべき事項はなく、「4 変更の理由」に「提出のあった作業ズボンについては、基礎控除内で賄うものであるため、必要経費として控除しません。」とだけ記載されている。

そこで、本件処分の性質について、当審査会が処分庁及び審査庁の見解を尋ねたところ、処分庁からは本件通知について「申請に対する処分」に当たるとは解していないとの回答があり、また、審査庁からは、審査請求人から申請書の提出がなかったことから、本件通知については職権による保護の変更と解するのが素直であり、必要経費を認めないことにより結果的に保護費の額に変動がないことを確定したことを通知したものであって、審査請求人の権利義務の範囲を確定させるものであることから、処分性を有すると考えるのが妥当との趣旨の回答があった。

しかし、法第25条第2項に基づく職権による保護変更処分は、同項にいう「保護の変更を必要とすると認めるとき」に保護を変更する決定をするものであるから、何ら保護を変更するものでない本件処分は法第25条第2項に基づく処分にはあらず、保護を変更しないという事実上の表示に過ぎないのではないかという疑義が生じる。もっとも、本件処分に処分性があることに争いはないことからすると、これを法第24条第9項において準用する同条第3項に基づく「申請に対する拒否処分」と合理的に解釈することは可能であり、また、そのように解しなければ、本件審査請求は、行政不服審査法第2条第1項にいう処分に当たらない行為を対象とするものとして、これを却下せざるを得ず、審査請求人の利益にならないこととなることも踏まえると、本件処分を「申請に対する拒否処分」とみなすことが適当と考えられる。

このように、本件処分の通知書は、処分の性質が不明確なものであったこと、さらに、適用される条項及び各種通知等を、当該処分の原因となる事実関係に照らし、どのように適用して本件処分が行われたかについての記載がないという点においても、不適切なものであったと言わざるを得ない。

審査請求人は、本件審査請求において種々の主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言えるものの、処分庁は、

処分を行うに当たっては、当該処分の性質を明確にしたうえで、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、根拠となる法令及び各種通知等の適用関係について、具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 相間 佐基子

委員 重本 達哉